

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



軽自動車税の
税率改正のお知らせ

平成28年度より、軽自動車税の税率が改正されます。

三輪および四輪車の税率(表1)

自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前の三輪および四輪車は、新車新規登録から13年経過するまで現行税率が適用されます。(税率A)

ただし、「初度検査年月」が平成27年4月以降の三輪および四輪車については新税率が適用されます。(税率B)

また、「初度検査年月」から13年が経過した環境負荷の大きい三輪および四輪車は税率が重く

(重課)なります。(税率C)
なお、平成28年度の場合は、「初度検査年月」が平成14年12月以前の車両が対象になります。

表1

種別	税率(年額)				
	現行税率(A)	新税率(B)	重課税率(C)		
軽自動車	三輪(660cc以下のもの)	3,100円	3,900円	4,600円	
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
自家用		4,000円	5,000円	6,000円	

グリーン化特例(表2)

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に最初の新規検査を受けた三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい三輪および四輪車には、

その排出ガスおよび燃費性能に応じてグリーン化特例(軽課)の税率が適用されます。
また、軽減制度は平成28年度のみ限り適用されます。

表2

種別	新税率	税率(年額)				
		グリーン化特例(軽課税率)				
		ア	イ	ウ		
軽自動車	三輪(660cc以下のもの)	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物用	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
自家用		5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	

ア 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
イ 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車
貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
ウ 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
(各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。)

原動機付自転車および二輪車の税率(表3)

登録の時期にかかわらず平成28年度から原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車は新税率が適用されます。

表3

種別	税率(年額)		
	現行(平成27年度まで)	新税率(平成28年度から)	
原動機付自転車	50cc以下のもの(ミニカー除く)	1,000円	2,000円
	50ccを超え90cc以下のもの	1,200円	2,000円
	90ccを超え125cc以下のもの	1,600円	2,400円
	ミニカー(50ccまでの三輪以上のもの)	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下のもの	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

問合せ先 役場 税務課
内線 175・176

家屋を取り壊したら

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の状況により課税されます。

今年中に家屋の全部または一部を取り壊されますと来年度

口座振替ができる金融機関等

金融機関等名称	町税等の納付	町税等の口座振替
三菱東京UFJ銀行	○	○
みずほ銀行	○	×
大垣共立銀行	○	○
十六銀行	○	○
三重銀行	○	○
愛知銀行	○	○
名古屋銀行	○	○
中京銀行	○	○
第三銀行	○	○
岐阜信用金庫	○	○
いちい信用金庫	○	○
瀬戸信用金庫	○	○
中日信用金庫	○	○
海部東農業協同組合	○	○
ゆうちょ銀行・郵便局	○※	○

○利用可能 ×利用不可
 全国各本支店で利用できます。※ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡県内に限ります。

の課税対象から除かれます。家屋を取り壊しされた方は、税務課固定資産税係までご連絡をお願いいたします。ご連絡がない場合、引き続き課税対象となりご迷惑をお掛けすることがあります。

は左表のとおりです。
手続き方法

- ・ 預(貯)金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)
- ・ 預(貯)金通帳
- ・ 印鑑(通帳届出印)

なお、滅失登記済みの場合はご連絡の必要はありません。
問合せ先 役場 税務課
 内線 178・179

以上3点を口座振替ができる金融機関等に持参してお申し込みください。

口座振替制度をご利用ください

納税には便利で安全な口座振替制度をご利用ください。

納税の期間が省け、時間の節約にもなります。

口座振替ができる金融機関等

申込用紙は、役場および各金融機関等にありません。
問合せ先 役場 収納課
 内線 120・122

※過年度課税分および随時課税分については、口座振替ができません。

町税を滞納すると

町税を滞納したまま放置し納付していただけない場合、税負担の公平を期するため、法律に基づきやむを得ず滞納処分(差押)を行うこととなります。

差押処分 本町でも、町税の滞納があれば勤務先や取引業者等への税務調査のうえ、給与・報酬、売掛金、不動産、動産(自動車等)、預貯金、生命保険など各種財産の差押処分を行う場合があります。

※平成26年度以前の町税に滞納のある方には、納付催告書を送付しています。まだ納付されていない場合は早急に納付してください。

納税相談 納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税方法等を収納課でご相談ください。

問合せ先 役場 収納課
 内線 120・122

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 12月5日(土)・6日(日)
 午前8時30分～正午 午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問合せ先 役場 収納課
 内線 120・122

税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 12月10日(木)午後2時～4時(一人30分以内)

ところ 役場 2階 第2会議室
申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

・ 申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。

・ プライバシーは守られます。
問合せ先 役場 税務課
 内線 175・176